事務事業名 家庭児童相談事業

出力日:令和05年04月27日

キーコード:282

施 策:	17 子育て支援の推進	財務コード	01030201-02-00
基本事業:	05 子どもの人権の尊重	担当部	健康福祉部
基本事業の	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合 子どもの人権を守るための施設入所対応率	担当課	子育て支援課
成果指標		担当係	子育て支援担当

事務事業が貢献すべき成果

計画年度	,	-	新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画	
1.対象(誰、	何に対して事業を行う	のか)	2.手段(事務	事業の	内容、やり方、	手順)		
18歳未満の子と 3 . 意図 (この 児童の健全育が	ざも及びその子どもを養 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	育する者 ような状態にしたいのか) 子どもたちを、保護	児童や保護者等 談問を配配相りいた 関連には 関係等と 関行のと で で で で で で で に で に で に き に き に き に き に	からの と当たる。 は、 なが 童福祉	様々な相談に適ける。 まで、家庭内や学校 保護児童対策地域 の問題の解決に	切に対応できた 切に対応できた 交等における! 域協議会として 当たるととも!	児童の育児等の1 て、関係各課、1 に、虐待防止の6	図みや 関係機 啓発を
4 世田(毎日	ヨシンボルナキコン ン							

4	. 成果	(簡易評価は未記入))
---	------	------------	---

成果指標名称		単位	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	目標
八 未 拍 标 白 柳	実績		実績	当初	要求	計画	計画	日信	
新規相談件数		件	275	391	200	200			150
のべ相談件数		件	3,651	5,108	2,500	2,500			2,800
5.コスト									
	計	千円	7,777	8,626	16,642	16,951			
	国	千円	3,922	4,144	7,929	7,990			
事業費	県	千円	0	0	0	0			
尹未貝	地方債	千円	0	0	0	0			
	その他	千円	0	0	0	0			
一般		千円	3,855	4,482	8,713	8,961			
正職員人工数		人工	1	1	1				
正職員人件費		千円	8,029	7,921	7,728				
トータルコスト(事業費+正職員人件	千円	15,806	16,547	24,370	16,951				

6.成果状況及びコメント(簡易評価は未記入)

あがっている

どちらかといえば あがっている

<現状>新規の相談件数及び延べ件数が増加している。 <原因>家庭環境や就労形態の変化などにより問題内容の多様化や親の養育環境の変化、ネグレクト家庭の増加、D\ (面前DV含む)通告等で、相談件数が増加してきている。受理会議、教育委員会連携会議、母子児童連携会議を開 催することにより、より緊密な連携が図れるようになり、その分、連携数が増加したもの。 <その他>相談に対して関係機関と緊密な連携を図り、問題の解決や支援に取り組んでいる。 DV

あがっていない (停滞・低下)

7 証価及びコメント(簡易証価けま記)

/・肝臓及びコアノー (自勿肝臓は水心人)								
対象動向	増加	なし						
手段効率化余地	あり	コスト削減余地	なし					
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし					
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり					
成果向上余地	大きい							

相談件数の増加、相談内容の複雑化及び要保護児童対策における家庭 児童相談室の役割の増加が今後も進んでいくと思われ、状況に応じて 体制の強化を検討していく必要がある。 家庭児童相談室で扱う内容が深刻、かつ、複雑になってきており、長 期化している。

維持

見直し

廃止

事業終了

8. 改善改革案(簡易評価は必要な場合のみ記入) 改善方向性

改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用(維持/事業終了の場合は記入する必要なし)

「児童虐待・DV対策等総合支援事業(国補助1/2、市1/2)」を実 株オスニレにより、相談員を5名体制に増員し、「子ども家庭総 ル土屋ではなり、相談員を5名体制に増員し、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し家庭児童相談室を始め、各種相談窓口の相談体制の強化及び子どもの安全確認の強化を図る。

事業開始背景及び現在の環境変化(市民・議会等の要望)

備考·特記事項or進行管理欄

昭和39年4月22日厚生省事務次官通達)福祉事務所への設置義務昭和47年の市制施行により福祉事務所の設置とともに設置 児童福祉法の改正に伴い、R4年度末までの「子ども家庭総合支援 拠点」の設置(機能の拡充)が市町村の努力義務とされている。

昨今の児童虐待件数の増加に伴い、児童虐待対応の体制強化のため、児童福祉法等の改正が平成28年6月交付され、児童虐待の発生防止、迅速・的確な対応等の対策強化が図られた。